

PL Report <2013 No.2>

国内の PL 関連情報

リコール対象製品による重大事故発生の情報と注意喚起

(2013 年 3 月 5 日 消費者庁)

消費者庁は、リコール対象型式の製品が、必要な交換・点検・修理等が施されずそのまま市場で使用され続けていることにより重大事故が発生しているとして、対象製品と事故の内容を公表した。消費者庁は、これら製品は事故が発生する恐れがあるため、所有者は使用を中止し、公開されているホームページ等を参照し事業者にお問い合わせするなどして、適切な対応をとるよう注意を喚起した。

公表された情報によれば、平成 24 年 1 月～平成 25 年 1 月の間にリコール対象製品による火災等の重大事故（リコール事象以外も含む）は合計 109 件発生しており、

- ・ 91 件が、調査の結果事故原因が製品に起因していた事故
- ・ 4 件が、調査の結果事故原因が製品に起因していたかどうか不明だった事故
- ・ 11 件は、現在原因を調査中。
- ・ 3 件は、消費者安全法に基づく通知

とされている。

報告されている事故のほとんどが家庭電化製品の事故による火災発生であるが、同一製品で複数の事故が発生している例は極めて少なく、1 件/製品の事故が広範囲に広がっている。

ここがポイント

消費生活用製品安全法（消安法）が制定されて以来 40 年が経過し、「リコール制度」は事業者の間に広く定着・運用されるようになっていますが、今回の消費者庁の情報は、リコール制度において最も重要なプロセスである対象製品の回収（交換・点検・修理等）が一部製品や事業者において必ずしも十分に進まず、市場に事故発生のリスクが残されていることを示しています。

製品のリコールについては、一義的には、製品を実際に市場に供給している製造（輸入も含む）事業者および流通事業者が、回収率の向上に向けて取り組むべきです。

加えて、行政としてもリコール制度の一層の整備・強化を行うことについて消費者団体等から要求が出されており、また、最終的な回収率の改善のためには、消費者が自ら所有・使用する製品の安全性に対して関心を持ち、リコール情報を有効に活用できるよう、消費者教育が必要であるという意見もあります。

現実に回収が進まない原因としては、例えば次のような点があげられ、複合的な要因と考えられますが、回収率向上のため、事業者をはじめ、行政、消費者がそれぞれの立場から自らの役割を果たしていくことが望まれます。

- ・ 実施計画の策定等リコール実施に至るまでの準備不足
- ・ 適切にリコールを実施するための資源（人材や資力）の不足
- ・ 製品のトレーサビリティが不十分
- ・ 消費者を含むステークホルダーとのコミュニケーションが不十分
- ・ リコール実施に係る管理（進捗のモニターと手法の修正等）の欠如や不足

とりわけリコールに直接関与する事業者は、製品の回収を含むリコール実施の手順について経済産業省が発行した「リコールハンドブック 2010」および「製品安全に関する事業者ハンドブック」などを参考にして、具体的手法を理解し実施計画を策定した上、リコールを適切に実施することが重要です。

その際には、市場に流通している製品の多様性と販売・流通プロセスの複雑さを考慮の上、それらに紹介されている手順や手法のみに固執することなく、自社の製品、販路と市場や顧客の特性をよく分析、検討したうえで、予め顧客情報の収集・管理、製品トレーサビリティおよび市場への情報発信等についてより効果的な対策、手法を研究、考案、確立しなければなりません。そのためには、以下のような点に留意すべきでしょう。

- ・製品リコール関連事業者の協力体制の確立

リコールの当事者（届け出者）は製造事業者または輸入事業者であるが、リコールを含む製品の安全確保の取組は、サプライチェーンに関わる全事業者が協力して行うという製品安全文化を平常時の取引の段階で醸成し、協力要請を行っておくこと。

- ・製品トレーサビリティの補強

リコールにおける点検や修理作業は実務としてはアフターサービス分野であるが、リコールを効率的に進めるためには、製品販売時の営業活動において、顧客情報の収集・管理・更新等のほか、製品の正しい取扱に関する説明や過去製品を含む製品安全関連情報の提供を行うことが重要であること。

- ・市場マスコミュニケーション

マスメディア（全国紙等）への社告掲載と自社ホームページでの情報発信は、採用すべき必要な手段ではあるが、そのみで十分な効果が得られると期待すべきではないこと。また、製品が想定しているターゲットグループ（子供用品、介護用品、スポーツ用品等々）が明確であれば、地域の関係者（市区町村、保育園、高齢者施設、スポーツクラブ等々）への直接の働きかけも検討すること。

スライサーを安全に使うには－安全ホルダーの使用性を中心に－

（2013年3月6日 国民生活センター）

スライサーで野菜をスライスするとき誤って手先を切ってしまう事故が発生している。国民生活センターは『調理器具の安全性 その2「スライサー」』（2009年8月6日公表）でスライサー使用時の手指をけがする危険性について情報提供を行った。しかし、PIO-NET（注1）には公表後も危害事例が21件（2009年8月以降受付、2012年12月末登録分）、さらに、医療機関ネットワーク（注2）には2010年12月以降に43件（2010年12月～2012年12月伝送分）あり、依然としてスライサー使用時の受傷事故が発生している。そこで国民生活センターでは、安全ホルダー（注3）の付属状況の調査や使用性に着目したテストを行い、改めて消費者へ情報提供をした。

（注1）PIO-NETとは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

（注2）医療機関ネットワークとは、消費生活上において生命または身体に被害を生じる事故に遭い医療機関を利用した患者から情報を収集し、注意喚起などに活用することを目的としている事業。消費者庁との共同事業であり2010年12月より情報収集を開始。

（注3）安全ホルダーとは手指のけがを防止するため、スライスする時に野菜を保持する補助具。“指ガード”や“野菜ホルダー”と呼ばれることもある。

ここがポイント

スライサーは簡単に野菜などのスライスができる調理器具です。多くの機種が操作力軽減のためスライス方向と一定の角度を持った刃が野菜と接触する構造となっており、以下3タイプが代表的な流通しているスライサーのタイプとなっています。

- ① 前に野菜をスライドさせたときのみスライスできる片刃
- ② 野菜の往復移動でそれぞれスライスできる両刃
- ③ 前に野菜をスライドさせたときのみスライスできるが刃の形がV型をしたV刃

スライサーはスライスできる刃が露出している機構のため、使用者も刃に手が触れれば切り傷になることが容易に想定できる調理器具です（取扱説明書にも刃の注意記載あり）。それでも手を切る事故が発生していることの原因を、国民生活センターのテスト報告書から検証すると、「思ったより持っている野菜が早く小さくなった」というモニター意見が多く、「まだ野菜がこの大きさだから刃に気を付けなくても大丈夫」と思っていて手を切ってしまうシナリオ想定ができます。また、テストではスライサー本体のたわみが大きく、設定より野菜が厚く切れ、予想以上に早く野菜が小さくなる製品も見られます。

全製品とも取扱説明書には刃によるけがの警告記載があるものの（本体記載は1製品のみ）、早く野菜が小さくなることに対する注意記載は見当たらず、安全ホルダーを使うタイミングも「野菜が小さくなる前に」等の記載が主でした。

事故を起こした使用者は、刃による危険を視覚的に認識していても、予想よりも早く野菜が小さくなり、スライスする手と刃の間隔について、実際との認識の間に誤差が発生しているため、手を持ちかえたり安全ホルダーを使用したりすることが遅れることが要因と考えられます。

事業者としては、けがの実態を踏まえ、「早期（手をけがしない十分な野菜の大きさのとき）からの安全ホルダーの使用」、「野菜を押しつけてもたわまない構造強度を確保すること」を達成するための可能な対策を検討することが重要です。またスライスによって使用者の予想以上に野菜がすぐに小さくなってしまったことへの注意警告も必要です。

事業者は、製品の設計段階において、使用者の認識の誤りや誤使用の可能性を含め、製品使用状況を想定し、製品事故につながる可能性のあるリスクをもれなく洗い出し、評価を行った上で、必要な対策を検討・実施することが大切です。

HACCP 支援法の一部改正 ～支援対象を拡大へ

(2013年3月15日 農林水産省ホームページ)

3月15日、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 支援法）の一部を改正する法律案」が閣議決定され国会に提出された。農林水産省では、それに伴い法律案要綱や概要資料等を公表した。現行法は、食品製造業に HACCP 導入を促進するため、これに必要な施設設備に対する日本政策金融公庫の長期低金利融資（ただし、申請企業の高度化計画に対する指定認定機関による認定が必要）を措置している。しかし、中小企業者による HACCP 導入が伸び悩んでいるという問題もあり、現行制度に加え、下記の改正を行った。

- (1) これまでは HACCP 導入の前段階の基盤となる「高度化基盤整備（施設や体制の整備）」を含む「製造過程の管理の高度化（恒常的な監視体制の構築）」を融資の対象としてきたが、改正後は「高度化基盤整備」だけに特化した取組も対象とする。
- (2) 本年6月30日に有効期限を迎える本法を平成35年6月30日まで（10年間）延長する。
- (3) HACCP 義務付け等の国際的動向を踏まえ、HACCP 導入が輸出促進に資することとなるよう配慮する。

※HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point／危害要因分析および重要管理点）：原料受入れから最終製品までの全ての工程において微生物汚染や異物混入などの危害分析を行い、その危害を防止するための重要管理点を特定した上で、継続的に監視・記録する製造管理システム

ここがポイント

米国では、2012年7月にFDA（米国食品医薬局）が管轄する全食品に対してHACCPによる製造管理が義務付けされました。一方、わが国においても、HACCPの普及促進が進められていますが、農水省による平成24年5月のHACCP導入状況実態調査によれば、日本企業における導入率は20.3%であり、普及しているとはいえない状況にあります。

本年2月開催の同省食料産業部会の配布資料によると、『近年の食品事故のほとんどが、「高度化基盤整備」に該当する対応が不十分であることに起因。これは大宗を占める中小企業が「高度化基盤整備」に取り組むことができていない現状を示すもの』と、HACCP未導入の中小企業にて食品事故が多いことを指摘しています。一方、前出の実態調査では、導入企業の95%が「品質・安全性の向上」、同82%が「従業員の意識の向上」と回答しており、HACCPを導入することで食品安全の向上に一定の効果が得られています。

HACCP導入には高額な投資を必要とする場合があります、経営面で躊躇してしまう問題がありました。しかし、HACCP導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備だけでも支援法の対象になることから、いわゆる一般的衛生管理と呼ばれる基本的な食品取扱環境の確保から取り組む必要のある企業にとっては有益です。

一般的衛生管理については、厚生省より「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」や「漬物の衛生規範」のような各食品の衛生規範等が策定されていますので、これらを参考にしつつ、一般的衛生管理を強化する場合の手順を下記に示します。

- ①自社の業態に即した規範を選定し、各要件と照らし合わせて自社の現状評価を行う。
- ②各要件に満たない事項を洗い出し、課題解決に向けて優先順位を付け、担当者と期日とを明確にした改善計画を策定する。
- ③施設や体制の整備のために投資が必要な場合は、本法の融資制度を活用し、チェックリストや手順書の作成、施設設備の修繕や新規設置を行う。

問題点の洗い出しや体制整備の文書化には、必要に応じ社外専門家なども活用しつつ、一般的衛生管理の強化を図り、引き続きHACCP導入等に向けた取り組みを推進していくことが望まれます。

海外のPL 関連情報

米消費者連盟が吸水ポリマー使用製品のリスクに関して警鐘

消費者連盟（Consumer Union）は米国の主要消費者団体であり、消費者向け製品の試験等を行っているが、同連盟は、本年4月、その情報提供サイトであるConsumer Reports.orgにおいて、吸水することにより元のサイズの何倍にも膨れる性質のある吸水ポリマーを使用した製品に関し、特に子供が誤飲した場合の危険性について警鐘を鳴らすレポートを公表した。

ここがポイント

今回のレポートは、昨年12月にクリーブランドに本拠を置く玩具メーカーが、吸水ポリマーを使用したカラフルな小型のボール状の製品（水につけることにより何倍にも膨れる）

について、自主リコールを行なったことに端を発しています。また、自主リコールは、その3ヶ月前に同製品を誤飲した幼児が、体内で同製品が大きく膨れたことで呼吸困難に陥り、救急搬送された病院で外科手術を要した事故に起因しています。

今回、同誌は改めてこの経緯を取り上げ、警鐘を鳴らしたのですが、注目される点として、同レポートの中で医師のコメントの形で「吸水ポリマーは急速に普及し、玩具以外にもガーデニング用の保水剤など家庭用製品に広く使用されており、誤飲した場合に生命を脅かすリスクがある」旨を指摘していることがあげられます。

また、同レポートの中で、米国消費者製品安全委員会（CPSC）のスタッフのコメントとして「CPSCは、昨年12月のリコールおよびその原因となった誤飲事故について非常に深刻に受け止めており、CPSCのスタッフが同種製品についてより幅広く注視していく」とのコメントも紹介されています。

上記の医師の指摘にもあるように、吸水ポリマーは極めて高い吸水性という実用的な性質を背景に、様々な製品で応用され普及が進んでいます。今回の事案は、特にこのような新技術を製品に応用する場合を含め、製品開発時において想定される使用環境を含めて十分なリスクアセスメントを行なうこと、また、その結果を踏まえ設計面からの本質安全対策、さらには残余リスクについて必要な指示警告を行うことの重要性について、改めて認識させられる事案といえます。

なお、今回のレポートからは、玩具以外の吸水ポリマーを使用した家庭用製品を含め、CPSCが実際にどこまで監視や規制を強めるかまでは判断できませんが、今後の動向には留意が必要と考えられます。

CPSC が規制内容について解説したハンドブックの最新版を発行

米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、本年4月8日、同委員会による規制内容や企業が遵守すべき事項等について幅広く解説した「規制製品ハンドブック」の最新版（2013年度版）※を発行した。

※ 「The Regulated Product Handbook 2013」

http://www.cpsc.gov/Global/Business-and-Manufacturing/Business-Education/Regulated_Product_Handbook_4_03_2013.pdf

ここがポイント

本ハンドブックにおいては、冒頭、CPSCの所管する法令が、消費者製品安全法、連邦危険物法など7つあることを示した後に、それぞれの法令および関連法令や強制規格に関して、CPSCが違反製品等を発見した際に事業者に対して行なう通知方法（Notice of Advice 又は Notice of Non-compliance）や、それに対して事業者が、自身の取扱う製品に応じて対応すべき事項が概説されており、対象となる事業者には製造事業者、輸入事業者、小売業者等が含まれます。

その上で、各法令上の違反行為に対する罰金等のペナルティーの内容や、不適合製品についてリコールを実施する場合の手続き、報告義務等について解説がなされています。

特に、リコールについては、事業者に求められる社内態勢（リコールコーディネーターの設置等）の整備やリコール準備から公表、リコール製品の廃棄にいたるまでの具体的な手順等を含め実践的な形で解説がなされています。また、報告義務についても報告対象、時期、手順、罰則までまとめた形での解説されており、大いに実務上の参考になるものと思われます。

米国で活動を行なう事業者など関係事業者においては、今回のハンドブックの内容なども参考に、自社が CPSC の要求事項に対応できる態勢となっているかを改めて点検の上、必要に応じ態勢の見直しなどを行なうことが望まれます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013